

3月から保険証の切り替えが始まります

うるま市国保へ加入している方で
2月28日までに国保税を全額納付
した世帯については、保険証が3月
中に郵送されます。

しかし次の場合は、国保課窓口で
切り替えることになります。

- ① 国保税に未納がある世帯
- ② 基地内に住所がある世帯
- ③ 郵便局へ転送届を出している世帯（保険証は原則住所地にしか郵送されません）
- ④ 住所の異動等で手続きの必要がある世帯

*今年の3月以降に学校や施設入所のために住所を市外へ移される方は、遠隔地保険証の交付手続きが必要で、保険証及び在学、在園等の証明書を必ずご持参のうえ、手続きをしてください。

現在お持ちの保険証は平成25年

3月31日で期限が切れます。切り替

えの手続きをせず、期限切れのまま

医療機関で受診すると全額自己負

担となりますのでご注意ください。

国保税の納付が困難な方は、国保

課窓口での納付相談等を受け付け

ておりますのでご利用ください。

切り替え期間

平成25年3月1日(金)～29日(金)

(土日祝祭日は除く)

午前8時30分～午後5時15分

3月末頃は窓口が大変混雑しますので、早めの来所をお願い致します。



窓口切り替えする際に必要なもの

- ・ 現在お持ちの保険証
- ・ 身分証（運転免許証、住民基本台帳カード等）
- ・ 委任状（別世帯の方が代理で手続きをする場合は委任状が必要です。）

・ 国保税の領収書（平成25年3月1日以降に納付した場合、その領収書を持参してください。）

・ 在学・在園証明書（今年の3月以降に学校や施設入所のため住所を市外へ移される方で、遠隔地保険証が必要な世帯）

※右記のものを忘れた場合には、保険証切り替えが出来ないこともありますので、市役所に来所する前に忘れ物がないかご確認ください。

※ご不明な点があれば、国民健康保険課までお問い合わせください。

所得の申告について

国保では申告等に基づき所得の判定を行っています。所得が無い方も申告等がない場合は、適切な課税ができないばかりでなく、軽減該当世帯であっても国保税の軽減を受けることができません。

また、高額療養費の支給の際、上位所得者（所得の多い世帯）としてみなされるため、自己負担額が高額となり払い戻しが受けられない場合がありますので、所得の申告は平成25年3月15日までに必ず行ってください。

保険証カードケースを配布しています

保険証のカードケースを無料で配布しております。

必要な方は、本庁または各支所の国保課窓口へお越しください。